

# 土木工事共通仕様書 関係基準

出来高算出要領

2023 年 7 月

阪神高速道路株式会社



## 目 次

<b>第 1 節 適 用</b> .....	<b>1</b>
<b>第 2 節 出来高算出</b> .....	<b>1</b>
2.1 出来高算定に用いる単価.....	1
2.2 出来高算出基準.....	1
2.3 追加工事等の取扱い.....	3



## 出来高算出要領

### 第1節 適用

この要領は、既済部分検査における出来高算出に適用する。

### 第2節 出来高算出

#### 2.1 出来高算定に用いる単価

出来高算定に用いる単価は、工事請負現場説明書の規定に基づき、契約締結後受注者が監督員に提出し確認を受けた工事費内訳明細書に記載の単価とする。ただし、次の入札契約方式等の対象工事は、下表の工事費内訳書を用いるものとする。

入札契約方式等	用いる工事費内訳明細書
価格協議方式工事	価格協議後の工事費内訳明細書
低入札価格調査対象工事	低入札価格調査時の工事費内訳明細書

注：VE提案のある工事については、VE提案項目は標準工法とVE提案工法の二段書きで作成する。

#### 2.2 出来高算出基準

出来高は、次の各号により算出するものとする。ただし、監督員から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

(1) 出来形数量は、表-2.2.1に従い算出する。

なお、単価に含まれる主たる作業が完了している場合には、その単価に含まれる全ての作業が完了していなくても、監督員が認めた割合により出来形部分として算出することができる。

(2) 土工、舗装、及びコンクリート工等、継続して施工しているものについては、監督員の承諾を得た上で、施工箇所ごとの平均断面に延長を乗じた数量を概算の出来形部分とするなど、実際の出来形部分を超過しない範囲の概算数量で出来高を算出することができる。

(3) 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等一式計上されているものの出来高は、次の出来高比率により算出する。

なお、出来高比率は、小数点以下4位（5位以下切り捨て）までとする。ただし、比率が100%を越える場合は、100%までとする。

## a. 一般工事

$$\text{出来高比率} = \frac{\text{出来高における(直接工事費+共通仮設費〔積上計上分〕)}}{\text{請負代金額における(直接工事費+共通仮設費〔積上計上分〕)}}$$

## b. 鋼桁工事等工場製作を含む工事

## イ. 工場管理費

$$\text{出来高比率} = \frac{\text{出来高における工場原価の純工事費}}{\text{請負代金額における工場原価の純工事費}}$$

## ロ. 共通仮設費（率計上分）、技術管理費、営繕費、現場管理費

$$\text{出来高比率} = \frac{\text{出来高における工事原価の(直接工事費+共通仮設費〔積上計上分〕)}}{\text{請負代金額における工事原価の(直接工事費+共通仮設費〔積上計上分〕)}}$$

## ハ. 一般管理費

$$\text{出来高比率} = \frac{\text{出来高における(工場原価+工事原価)}}{\text{請負代金額における(工場原価+工事原価)}}$$

## ニ. 設計費

- ・数量が計上されている項目は、出来高数量とする。
- ・一式計上の項目は、次式の出来高比率による。

$$\text{出来高比率} = \frac{\text{出来高における数量が計上されている設計費}}{\text{契約金額における数量が計上されている設計費}}$$

ただし、着手していないことが明らかな項目は出来高として計上しない。

- (4) 既済部分出来高内訳書における出来高金額は、千円未満を切り捨てる。  
ただし、出来高算出内訳書では、円まで表しておくこと。

表-2.2.1 出来形数量算出基準

工 種	算 出 要 領
盛 土	敷均し、転圧が完了したもの
床堀、埋戻、残土	施工単位ごとの施工が完了したもの
場所打杭、既成杭	コンクリートの打設又は打込みが完了したもの
基礎栗石	施工単位ごとに敷均し、転圧が完了したもの
コンクリート	打設を完了したもの
鉄 筋	組立てを完了したもの
型 枠	取外しを完了したもの
ポステンP C主桁製作	所要のプレストレスを導入し、グラウトが完了したもの
路盤工、安定処理工	敷均し、転圧を完了したもの
As舗装工	舗設し、転圧が完了したもの
土留工、締切工	施工単位ごとに引抜きが完了したもの
埋殺し鋼矢板	打込み完了したもの
鋼桁等製作	仮組立てを完了したもの
鋼桁等架設	鋼桁は本締め完了したもの、 付属施設は取付け完了したもの
製 品	製品検査を完了したもの

### 2.3 追加工事等の取扱い

契約書第 18 条又は第 19 条の規定に基づき変更又は追加の指示を受けた工事について、変更契約がなされていない場合の取扱いについては、監督員と協議し、その指示に従うものとする。

